

提供日 2026/05/27  
タイトル 沼津財務事務所における不動産取得税の課税誤り  
担当 財務部 税務課  
連絡先 税務課 沼津財務事務所  
TEL 税務課 054-221-2850・3509  
沼津財務事務所 055-920-2034



## 1 概要

沼津財務事務所において、別人が取得した建物について誤って不動産取得税を課税し、納税通知書を誤送付する事案が発生した。(1件、税額119,800円)

当該関係者に謝罪し、誤った課税の取消し・納税通知書の回収を行うとともに、正しい納税義務者へ賦課決定・納税通知書の交付を行う。

今後は、課税用データの修正箇所を確認を徹底するとともに、最終確認を読み合わせにより行うことで再発を防止する。

## 2 経緯

5月18日	A氏より、取得していない建物の納税通知書が届いたとの連絡あり。 所内確認の結果、課税誤りが判明したため、A氏に電話で謝罪し、誤送付した納税通知書の返送を依頼した。
5月20日	本来の納税義務者であるB氏を訪問し、謝罪するとともに、今後納税通知書を送付することを伝える。

## 3 原因

- 法務局の登記簿情報(電子データ)を県税システムに取り込み、課税用データと賦課資料調書(不動産情報と課税金額を管理する台帳)を作成。
- 課税用データと賦課資料調書を照合し、課税用データの不足分を追加・修正する際、内容が類似する他のデータをコピー・ペーストにより追加したが、修正が不十分で誤ったデータが残った。
- 課税用データに基づく課税情報の最終確認の際、目視による確認で誤りに気付かないまま賦課決定された。

## 4 再発防止策

- 課税用データの修正箇所を入力者と確認者で共有し、見落としを防ぐ。
- 課税前の最終確認は、目視ではなく読み合わせによるダブルチェックを徹底する。